

## 時間単位の年次有給休暇制度等の導入促進について

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長より、令和2年7月1日付け雇均職発0701第2号「[時間単位の年次有給休暇制度等の導入促進について](#)」をもって、年休の取得促進に係る周知等の協力依頼がありました。

その中で、『現在の新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中で、新しい働き方・休み方を実践するためには、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度の導入や、計画的な業務運営に資する年休の計画的付与制度の導入が効果的です。』としています。

本件に係る、『[働き方・休み方改善ポータルサイト](#)』『[年次有給休暇取得促進特設サイト](#)』も併せてご覧いただき、コロナ禍において、テレワーク等の導入等による働き方・休み方への改革の参考にしてください。

- [リーフレット](#)